

川崎市上下水道局告示第24号

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消しについて

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

令和7年4月18日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

1 指定を取り消した期日

令和7年4月18日から

2 指定を取り消した工事店

指定番号 704

商号又は名称 株式会社杉田設備

営業所所在地 相模原市中央区陽光台5丁目2番18号

代表者氏名 杉田 匡房

指定有効期間 令和4年11月1日 から

令和9年10月31日まで